

## 新潟県新潟市・聖籠町基本計画

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

#### (1) 促進区域

設定する区域は、平成 29 年 11 月現在における新潟県新潟市及び新潟県聖籠町の行政区域とする。面積は 7 万 6,403 ヘクタール（新潟市・聖籠町面積）である。

当区域は次の区域を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

- ・ 自然環境保全法に規定する新潟県自然環境保全地域
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
- ・ 自然公園法に規定する佐渡弥彦米山国定公園区域
- ・ 環境省が自然環境基礎調査で選定した特定植物群落
- ・ 生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- ・ 森林法に規定する保安林区域
- ・ 新潟県都市公園条例に規定する区域







また、次の区域は当区域には存在しない。

- ・ 自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区
- ・ 自然公園法に規定する国立公園及び県立自然公園
- ・ 自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域
- ・ シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生息域

(地図)



環境保全のため配慮を行う主な区域※重複する区域あり

- |   |                  |   |                    |  |       |
|---|------------------|---|--------------------|--|-------|
|  | 鳥獣保護区            |  | 佐渡弥彦米山国定公園区域       |  | 保安林区域 |
|  | 新潟県都市公園条例に規定する区域 |   |                    |  |       |
|  | 新潟県自然環境保全地域      |  | 生物多様性の観点から重要度の高い湿地 |  |       |

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

～日本海側の拠点都市～

新潟市は古くから北前船の寄港地として栄え、江戸末期には函館・横浜・神戸・長崎とともに開港五港の一つに指定され、世界に開かれた港湾都市として発展を続けており、平成 19 年 4 月に本州日本海側初の政令指定都市に指定されている。

また、聖籠町は新潟市の北側に隣接し、国の国際拠点港湾・日本海側の総合的拠点港である「新潟港」のなかで東港区は両市町に跨って位置している。

当区域は、新潟空港、新潟駅からも近く、関越自動車道をはじめとする高速道路へのアクセスも容易であることから、陸・海・空を結ぶ交通ネットワークの要衝となっており、その利便性の高さから流通産業の基地として重要な役割を果たしている。

新潟県における当区域のウエイトは大きく、県人口 230 万人のうち 81 万人を占めるほか、県内企業の本社や大企業の支店等が多く立地し、地域経済の中心となっている。

～特色のある産業～

当区域は、「コシヒカリ」等の水稲に代表される日本有数の穀倉地帯であるとともに、野菜や果樹、花卉の一大産地でもあり、農業産出額は 572 億円（新潟市のみでは、平成 27 年市町村別で全国 4 位。なお、1 位は愛知県田原市で 820 億円。新潟市は日本海側で唯一 10 位以内に入っている。）と突出した農業生産力を誇る。また、日本海に面していることから漁業も盛んに行われており、豊富な農水産物資源に裏づけされた食料品製造業が内需型産業として発展してきた。このため、当区域内製造業では製造品出荷額（2,748 億円、当区域内製造業のうち 21%）、事業所数（228 事業所、当区域内製造業のうち 20%）、従業員数（12,862 人、当区域内製造業のうち 31%）において食料品製造業が最も多くの割合を占めており（平成 26 年工業統計調査）、米菓、米飯包装商品や水産練物など、全国的にも著名な地元発の食品メーカーが多数存在するなど食料品製造業の集積が見られる。

また、国内石油産業の発祥の地である新潟市では、石油産業から派生した鉄工をはじめとした機械・金属関連産業も集積（469 事業所、当区域内製造業のうち 41%：平成 26 年工業統計調査）しており、大型タービンエンジンメーカーや工作機械メーカーなど世界レベルの技術力を有する企業が立地している。機械・金属加工産業で有名な燕三条地域と繋がる新潟市南区や同西蒲区でも、石油ファンヒーターのトップメーカーや自動車電装品をはじめとした機械・金属産業が盛んである。

本州日本海側随一の外貿コンテナ貨物取扱量（155,748TEU：平成 28 年度コンテナ貨物総取扱個数調査）を誇る新潟港東港区周辺には、化学工業、製紙業をはじめとした多くの企業が立地（432 事業所、当区域内産業のうち 38%：平成 26 年工業統計調査）している。更に、石油・LNG の備蓄基地やガスタービン・コンバインドサイクル発電方式により世界最高水準の熱効率を誇る火力発電所や、木質バイオマス発電所なども立地（7 事業所：平成 24 年経済センサス活動調査）しており、エネルギーの供給地としての側面も有している。

～充実の交通インフラ～

交通アクセスについては、東京まで新幹線により最短 100 分で繋がっている。また、自動車産業の新たな拠点となっている東北エリアとは高速道で、以前から自動車産業や航空機産業の集積地である名古屋・中京エリア及び北九州エリアとは空路で結ばれている。名古屋便は片道約 60 分で日帰り商談も可能であり、技術者間交流にも最適である。新潟を中心に札幌・東京・名古屋・大阪・福岡・沖縄と全国を網羅している。

～北東アジアのゲートウェイ～

航空ネットワークについてはソウル便（往復週 8 便）をはじめ、上海（往復週 4 便）、ハルビン（往復週 4 便）、台北（往復週 4 便）に定期便が就航しているほか、ウラジオストクやハバロフスクへのプログラムチャーターが運航されている。更に、ソウルや上海、成田（往復毎日 2 便）などで乗り継ぐことで世界各地へ行くことができる。

国際物流では、本州日本海側随一（平成 27 年国内 11 位）の外貿コンテナ貨物取扱実績を有する新潟港東港区がその中核を担っている。

韓国、中国との定期コンテナ航路（週 11 便）を有するほか、釜山港や上海港でのトランシップにより世界と繋がっており、今後想定される首都直下地震等の大規模災害時には、太平洋側港湾のバックアップ機能が期待されている。

～豊富な人材と企業支援～

主な教育機関として当区域には、新潟大学や新潟県立大学など 9 大学と 4 短大、そして情報系を含めた 43 の専門学校があり、幅広い人材供給が可能である。また、「新潟県工業技術総合研究所」をはじめとした公立の試験研究機関が 8 機関と、「公益財団法人新潟市産業振興財団」や「公益財団法人にいがた産業創造機構」などの産業支援機関があり、多様な企業ニーズに対応している。

ほかにも、産学共同研究施設「新潟市バイオリサーチセンター」や 6 次産業化支援・農工商連携施設「新潟市農業活性化研究センター」がある。

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

### (1) 目指すべき地域の将来像の概略

当区域は、雇用者数の約 13%、事業所数の約 6%、付加価値額の約 14%が製造業（平成 24 年経済センサスー活動調査）となっているものの、石油や天然ガスなどの天然資源を背景に、日本海側随一の製造業の事業所を有し、機械金属関連産業や食品製造業を中心に、世界レベルの技術力を有する産業都市として発展してきた。高い金属加工技術等を伴った企業が集積していることを背景に、製造業及び製造業より波及する他産業に投資をすることで、当区域の未来を牽引させる事業を創出する。具体的には、新たな産業の核となるべき企業の立地及び既存産業と大学や研究機関の連携を推進するとともに生産性向上を進め、質の高い雇用の創出を行う。また、製造業における質の高い雇用の創出が、域内の雇用者数の約 50%を占める卸売・小売、サービス業等（平成 24 年経済センサスー活

動調査) の地域内の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。

(2) 経済的効果の目標

国において、地域経済牽引事業の促進により3年間で「GDP 5兆円増加(名目GDP 538兆円の0.93%増加)」を目標とすることを踏まえ、当区域における経済規模等に応じ、「促進区域で全産業付加価値額 175.6 億円増加(全産業付加価値額 1兆 4,634 億円の1.2%増加)」を目指す。

加えて、重点促進区域において重点的に地域経済牽引事業の促進を図り、付加価値「11.4 億円増加」を目指す。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額		18,700 百万円	

(算定根拠)

地域経済牽引事業による付加価値創出額

【全産業分(①)】

$$= 14,634 \text{ 億円} \times 1.2\%$$

$$\approx 175.6 \text{ 億円(①)}$$

※14,634 億円は平成 24 年経済センサスー活動調査における全産業付加価値額

【重点促進区域における地域経済牽引事業分(②)】

$$= \text{地域経済牽引事業 1 件あたり付加価値額 2.2 億円}$$

※2.2 億円は平成 28 年経済センサスー活動調査(10 人以上・全国)

$$\times \text{地域経済牽引事業の新規事業件数 4 件}$$

※4 件は重点促進区域内での新規地域経済牽引事業件数

$$\times 1.3(\text{※平成 27 年新潟県産業連関表における全産業平均の生産波及効果})$$

$$\approx 11.4 \text{ 億円(②)}$$

地域経済牽引事業による付加価値創出額(①+②)

$$= 187 \text{ 億円}$$

また、KPIとして、新規企業立地件数及び新規雇用創出数を設定する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
新規企業立地件数	33 件/年	33 件/年	—
新規雇用創出数	275 人/年	320 人/年	14%

(算定根拠)

当区域の過去5か年の新規企業立地件数の平均は、1年あたり33件(5か年合計167件)であり、今後6年間も同様に1年あたり33件の企業立地を継続する。

また、当区域の過去5か年の新規雇用創出数の平均は、1年あたり275人(5か年合計1,372人)であり、今後6年間は地域経済牽引事業による雇用拡大を見込み、1年あたり320人の雇用を創出する。

### 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

#### (1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

#### (2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が3,628万円(新潟県の1事業所あたり平均付加価値額3,628万円(平成24年経済センサスー活動調査))を上回る見込みであること。

#### (3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で3%増加すること
  - ②促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で3%増加すること
  - ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で2%増加すること
  - ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で5%増加すること
- なお、(2)、(3)の指標については、5年の場合を想定しており、地域経済牽引事業計画の計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

### 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあつては、その区域

#### (1) 重点促進区域

重点促進区域は以下及び地図上の位置の区域とする。

なお、計画区域内(新潟市域内)において、本重点促進区域で予定している、交流拡大まちづくり分野や物流関連分野の施設が立地できる規模の遊休地等が存在しないことを確認している。

【重点促進区域：地図上の位置】

○新潟市中央区姥ヶ山字大日南田

○新潟市中央区長潟字本村前

○新潟市中央区長潟字新田前

※ 中央区姥ヶ山字大日南田については、3・2・505 都市計画道路弁天線（1級市道弁天橋姥ヶ山線・市道南7-52号線）の以西を、中央区長潟字新田前については、3・3・577 都市計画道路鳥屋野潟南部東線（市道南7-55号線）の以東とする。

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は50haである。

本重点促進区域は、新潟市の玄関口である JR 新潟駅から南に約3km、豊かな自然を残す鳥屋野潟の傍に位置し、日本海東北自動車道新潟亀田インターチェンジ及び国道49号、国道8号に近接する交通の要衝である。

また、県市の様々な上位計画に位置付けられており、新潟県・新潟市・亀田郷土地改良区の三者によって開発を推進する鳥屋野潟南部開発計画の未開発ゾーンである。

この鳥屋野潟南部開発計画エリアには、これまでに県立鳥屋野潟公園や市立いくとびあ食花のほか、新潟市民病院、新潟市消防局など、県市によって高次都市機能が整備されており、隣接する県立鳥屋野潟公園内の新潟スタジアムや野球場など広域集客施設との連携を図りやすい場所にある。

このように、都心に近接し、バス・自動車の交通利便性に優れ、県を代表する広域集客施設との連携が図りやすい鳥屋野潟南部開発計画エリアは、地域経済牽引事業を重点的に促進する必要があるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本重点促進区域は大部分が農業振興地域の農用地区域であり、全てが市街化調整区域となっているため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

なお、隣接する鳥屋野潟は、環境に配慮すべき豊かな自然を有するが、本重点促進区域には、環境保全のために配慮を行う、自然環境保全法に規定する新潟県自然環境保全地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する佐渡弥彦米山国定公園区域、環境省が自然環境基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、森林法に規定する保安林区域、新潟県都市公園条例に規定する区域は存在しない。

（関連計画における記載等）

・新潟市総合計画（にいがた未来ビジョン）

都市像Ⅲ「日本海拠点の活力を世界とつなぐ、創造交流都市」政策⑩「魅力を活かした交流拠点」において、「食と花や自然、文化・スポーツなど本市の魅力を発揮し、人、物など多様な交流が盛んに行われ市内経済の活性化を図る」こととしている。

なお、現在、策定を進めている次期新潟市総合計画において、本重点促進区域の計画内

容を踏まえる予定としている。

・第2期新潟市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020-2024）

基本目標2「新潟への新しいひとの流れと交流を生み出す」において、「交流人口の回復・拡大を図る」こととしている。

・新潟県土地利用計画

「4 県土利用の基本構想（2）地域経済の持続的な発展のための土地利用方針」において、「商工業施設の適切な配置や農地及び林地の整備を進め、生産性の向上や土地利用機会の増加を図るとともに、産業全般にわたり、土地利用の担い手を確保し、地域経済の活性化を図っていく」こととしている。

その中の個別方針において、「高速道路インターチェンジなどの物流拠点の周辺や地域の拠点に商工業施設を集約させ、土地利用目的に応じた適切な配置を進めることにより、生活の質の高さを兼ね備えた都市や地域の持続的な成長を図る」こととしており、本重点促進区域は、その内容に適合する。

・新潟都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）【新潟県】

本重点促進区域を含む鳥屋野潟南部地区は、特に配慮すべき課題等を有する市街地として位置付けられており、土地利用の方針として、環境の優れた快適な空間の創出、新しい都市機能の導入を行う地区として鳥屋野潟南部開発計画に基づき土地利用の高度化を図ることが示されている。

・新潟市都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）

本重点促進区域を含む鳥屋野潟南部地区は、都市の中心核をつくる目標において、都心の機能を補完し、魅力を高める拠点として、都心と近接する自然環境を生かした文化・交流・憩いなどの複合拠点としての整備に取り組むこととしている。

また、運用方策として、鳥屋野潟南部地区を含む鳥屋野潟及びその周辺において、「鳥屋野潟の環境の保全と周辺の総合的な整備を図り、自然・田園と融合する新潟らしい新たな都市活動の拠点を形成する」としている。

現在、都市計画基本方針の改定作業を進めており、本計画の内容を踏まえ、交流・にぎわいなどの複合拠点としての機能を強化することとしている。

・新潟市立地適正化計画

本重点促進区域を含む鳥屋野潟南部地区は、都市機能誘導区域における、都心の「重点エリア」に次ぐ、都心周辺部にある「機能集積エリア」として、「広域圏を対象とした医療、福祉、商業、文化、教育、交流、行政等の高次都市機能を活かして各種サービスの効率的な提供を図る都心を補完するエリア」、「移動しやすく質の高いサービスが提供される基幹公共交通軸沿線など交通環境が充実したエリア」などに位置づけられている。

また、「重点エリア」と同様に、広域的な集客力をもつ店舗面積3,000㎡以上の商業店舗などの立地誘導を図ることとしている。

今後、令和6年度以降の改定を予定している立地適正化計画において、本重点促進区域

の計画内容を踏まえることとしている。

- ・にいがた都市交通戦略プラン

土地利用と連携した基幹公共交通軸の形成を図ることとしており、土地利用については、「基幹公共交通軸沿線の多くのヒトやモノが集まる好循環を生み出す都市機能誘導区域に都市機能施設を誘導する」とともに、基幹公共交通軸沿線に位置する鳥屋野潟南部開発計画の推進に取り組むこととしている。

- ・鳥屋野潟南部開発計画

鳥屋野潟南部開発計画における鳥屋野潟南部地区は、新潟市都市計画基本方針など様々な計画に位置付けられており、豊かな自然を残す鳥屋野潟に隣接するとともに、交通網の結節点に位置する鳥屋野潟南部地区約270haにおいて、環日本海地域の拠点にふさわしい環境の優れたアメニティ空間の創出、新しい都市機能の導入を行うもので、民間活力の導入を図りながら、新潟県・新潟市・亀田郷土地改良区の三者で整備を推進している。

また、開発計画地区全体を「ウェルネスゾーン」「国際文化・教育ゾーン」「総合スポーツゾーン」「住居ゾーン」の4ゾーンに分け、これまで、県立鳥屋野潟公園や市立いくとぴあ食花のほか、新潟市民病院などの公共施設整備や民間開発が行われてきている。

本重点促進区域は「住居ゾーン」に含まれていたが、鳥屋野潟南部地区の大規模スポーツ施設などの広域集客力を生かし、食と花・みなとまち文化などの観光資源と連携した交流拡大まちづくり等を行うため、「住居・交流拡大ゾーン」へ変更（令和4年3月変更）し、開発を推進することとしている。

- ・新潟農業振興地域整備計画

農用地利用計画の土地利用の構想において、「市街地の形成は、長期的な展望のもとに、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地など地区特性に適合した機能整備を都市基盤の整備と一体となった機能的で秩序あるものとする。」とし、更には「市街地の伸展方向にある地域については、農家の営農意向に配慮し、必要に応じて計画的な調整を行い、一定のまとまった農地を保全するとともに、市街地と都市型農業の融合調和を図る。」としており、このことは、本重点促進区域の開発により、周辺の広域集客施設と連携した交流拡大まちづくり分野の効果的な推進や新潟市の都心の様々な物流需要への対応を進めることを妨げるものとはなっていないことを確認している。

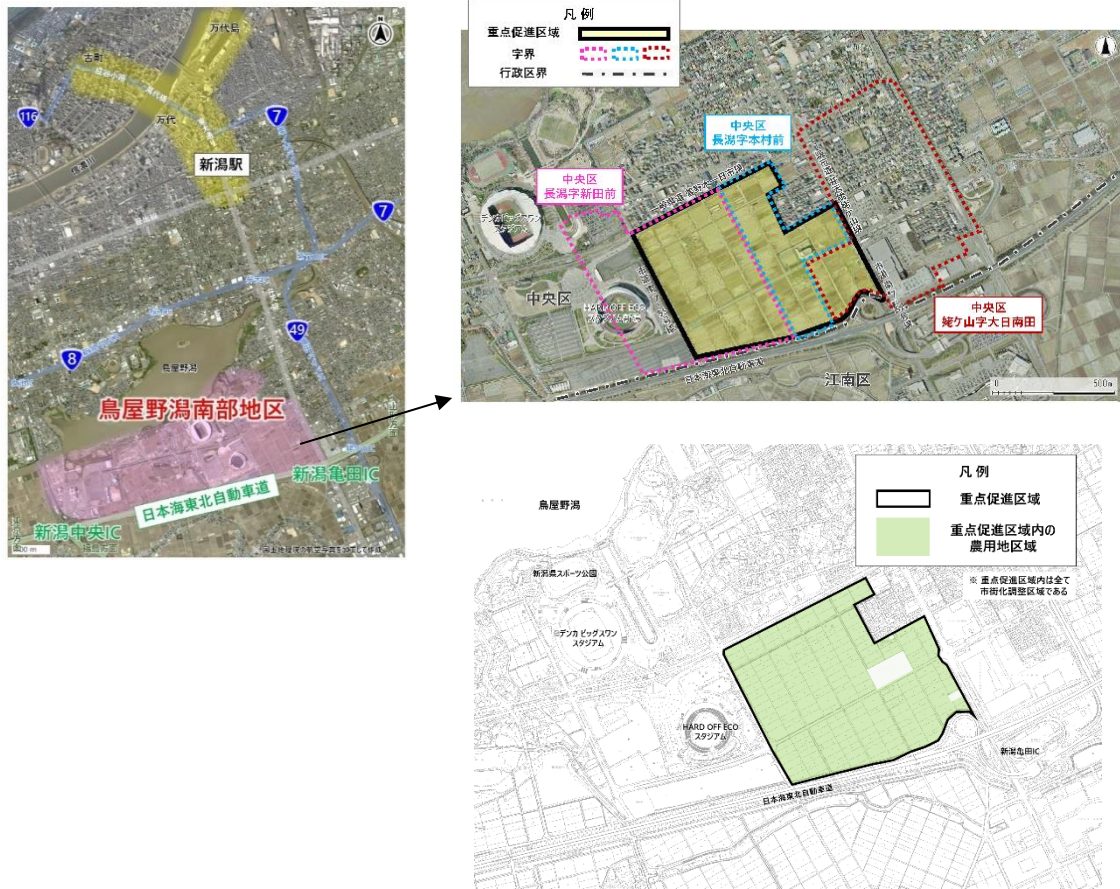
なお、中部地区における優良農地の確保や農地の高度利用は、残りの約2,300haの農地で図っていくこととなる。

また、今後、新潟農業振興地域整備計画については、令和4～5年度にかけて改定作業を予定しており、本重点促進区域の計画内容を踏まえ、対応を図っていくこととしている。

以上の関連計画において、本重点促進区域の計画内容と整合が取れていることを確認している。



<地図>



(2) 区域設定の理由

本重点促進区域を含む鳥屋野潟南部開発計画における鳥屋野潟南部地区は、新潟都市計画区域マスタープランにおいて「土地利用の高度化を図る方針」が示され、新潟市都市計画基本方針では、「都心の機能を補完し、都心の魅力を高めながら、都心と近接する自然環境を活かした文化・交流・憩いなどの複合拠点」として位置づけられており、新潟市立地適正化計画では、都市機能誘導区域における都心の重点エリアに次ぐ機能集積エリアとして、広域的な集客力をもつ店舗面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の商業店舗の立地継続や機能更新、新規立地などの誘導を図り、広域圏を対象とした質の高いサービスを図ることとしている。

このように、本重点促進区域を含む鳥屋野潟南部地区は各法定計画に位置付けがあり、新潟市の都心に近接しながら、都心にはない大街区を活用でき、バス・自動車の交通利便性に優れている上、市内外より年間約 300 万人（平成 30 年新潟市調査）が来訪する地区となっている。

さらに、本重点促進区域は鳥屋野潟南部地区において、年間約 60 万人（平成 30 年新潟市調査）が市内外から来訪する、県市を代表する新潟スタジアムや野球場などの広域集客施設に隣接しており、新潟市の都心並びに日本海東北自動車道新潟亀田インターチェンジ・国道 49 号に近接する立地特性がある。

このため、本重点促進区域は、広域集客施設と連携し、恵まれた立地特性を生かしなが

ら、交流拡大まちづくり分野の効果的な推進が可能であることに加え、本州日本海側最大の消費地である新潟市の都心の様々な物流需要に対応できるなど、重点的に地域経済牽引事業の促進を図り、新たな付加価値の創出が期待できる適地であることから、重点促進区域として設定するものである。このような適地は、新潟市全域においても、市街化区域やその他の遊休地に存在しないことを確認している。

なお、周辺の候補地としては、新潟スタジアムや野球場の西側に位置する、鳥屋野潟南部開発計画における「国際文化・教育ゾーン」の未開発地が考えられるが、本重点促進区域と同様の農業振興地域の農用地区域であり、広域集客施設である新潟スタジアムや野球場と、集落や排水路などによって分断され距離が離れているため連携しにくく、都心や高速道路のインターチェンジなどからも距離があるため、本重点促進区域よりも事業の効果を生み出しにくい立地条件となっている。また、交流拡大まちづくり分野や物流関連分野を進めるにあたっては「国際文化・教育ゾーン」の土地利用方針にも適さないものとなっている。

- (3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域  
該当なし。

## 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

### (1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 【地域の特性】新潟市・聖籠町の航空機関連産業の集積  
【活用戦略】成長ものづくり
- ② 【地域の特性】新潟市・聖籠町の米などの農業特産物  
【活用戦略】食品・バイオ関連
- ③ 【地域の特性】新潟市・聖籠町の地域の企業が保有する金属加工や機械組立加工などの技術  
【活用戦略】成長ものづくり
- ④ 【地域の特性】新潟市・聖籠町の情報通信関連産業の集積  
【活用戦略】第4次産業革命
- ⑤ 【地域の特性】新潟市・聖籠町の拠点性を支える物流関連産業の集積  
【活用戦略】物流関連
- ⑥ 【地域の特性】新潟港・新潟空港等の拠点性の高い交通インフラ  
【活用戦略】エネルギー関連
- ⑦ 【地域の特性】鳥屋野潟南部地区の大規模スポーツ施設などの広域集客力や食と花・みなとまち文化などの観光資源との連携  
【活用戦略】交流拡大まちづくり

### (2) 選定の理由

- ① 新潟市・聖籠町の航空機関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

当区域は、製造業の付加価値額のうち1,333億円（製造業全体の32%：平成26年工業統計調査）が機械・金属関連産業となっており、航空機部品製造に適した中小企業が集積した地域である。

平成22年にNIIGATA SKY PROJECTとしての事業開始以降、特殊工程の国際認証を有する航空機部品の共同工場が2工場立地し、多工程一貫受注に向けての体制が整いつつある。平成22年度以前では、航空機関連産業への従事者は皆無であったが、航空機産業関連の雇用者数（累計）は6社89人（平成28年度実績）、売上金額の総計も概ね30億円／年まで成長してきている。

また、平成28年には「航空機産業とICT活用による地域活性化計画」が国の認定を受け、地方創生交付金の活用による海外販路拡大、人材育成、設備導入支援など各種事業を実施し、継続支援できる体制をとっているが、航空機需要拡大に向けた世界的な生産体制の構築が急速に進められており、受注獲得のためには関係企業への情報発信と緊密な意見交換が重要になっている。

このような航空機産業の状況をふまえて、当区域での機械加工から表面処理・非破壊検査まで適応できる地域内一貫生産体制の更なる確立を図るなどにより航空機関連産業の成長ものづくり分野に取り組んでいく。

## ② 新潟市・聖籠町の米などの農業特産物を活用した食品・バイオ関連分野

当区域は、稲作を中心とする高い農業生産力を背景に食料品製造業の製造品出荷額等が2,748億円（製造業全体の22%：平成26年工業統計調査）と、製造業において最大の割合を占める産業であり、地域産業の牽引役となっている。

食品産業は素材を供給する農業・漁業のほか、機械製造業、印刷、包装関連業、運輸業、卸売・小売業、サービス業など関連業種の裾野が広く、多種多様な異業種が関連していることから、関連業種を含めた産業集積の活性化を図ることで経済波及効果が期待できる。

また、新潟市、聖籠町及び公益財団法人新潟市産業振興財団においても重点的に食品産業の振興を図っている。

（農業特産物の状況）

当区域は、日本有数の穀倉地帯として、農業特産物の代表とされる米については、水田耕地面積は29,420ha（平成28年作物統計）であり、その広大な水田を最大限に活用した多様な米づくりが進められ（294億円：平成27年農林水産省市町村別農業産出額）、水稻を含めた農業産出額の合計は592億円、水稻の収穫量は155,740トン（農林水産省北陸農政局平成28年産水稻の市町村別収穫量（北陸））と突出した農業生産力を誇る。

（特産物の加工品）

当区域は、特産物の米を使った全国的なブランドでもある「新潟清酒」を造る蔵元が16と多く、当区域を含む新潟県の清酒の製成数量等は、37,509キロリットル（平成27年度国税庁酒税製成数量）と全国第3位であり、都道府県立としては唯一の日本酒専門の試験場である新潟県醸造試験場で技術開発や指導が行われている。

また、大学や公設試験研究機関等では食品製造の事業高度化、高付加価値化を目的に、新たな加工法、安全性の確立、機能的食品の開発などの研究が行われており、新潟県が開

発した「米粉」の製造及び加工に関する技術などの研究成果を活用した商品開発や設備投資などが期待できる。

(バイオ産業)

バイオ産業も食品産業と同様に農産物を主な原材料としていること、大学等の知的財産や人材の活用が有効となる産業であることから牽引事業分野といえる。大学が数多くの研究シーズを有する機能性（健康）食品業界へ参入する食品や製薬、化粧品などに係るバイオ関連産業の立地を図る。

(国家戦略特別区域の指定)

新潟市では、農業生産、加工・商品開発、販売を一体的に支援することで、農業と食品産業の成長産業化を目指す「新潟ニューフードバレー」の取組などが評価され、平成26年、「大規模農業の改革拠点」として、国家戦略特別区域に指定された。特区の規制緩和の活用などを通じ、売り切る力を持つ企業との連携による農業生産法人や農家レストランが設立されたほか、信用保証制度の拡充や雇用労働相談センターの設置などに取り組むことで、農業の活性化が促進されるとともに、全国で2例目となる機能性食品認定制度の創設により、食品産業の商品開発の活性化も期待できる。また、特区の指定は、多くの企業からアグリプロジェクトの提案を呼び込み、ICTなどを活用した革新的農業の実践も進むなど「新潟ニューフードバレー」の取組を更に進め、農業の6次産業化など競争力強化を図っていく。さらに豊富な田園資源を教育や福祉等、生活に密着した分野に官民一体となって活用していくことを「12次産業化」とし、各種施策を展開している。

こうした様々な分野の産業と絡み合い、当区域の産業をリードする農業特産物を活用した食品・バイオ関連分野の地域経済牽引事業の促進に取り組んでいく。

### ③ 新潟市・聖籠町の地域の企業が保有する金属加工や機械組立加工などの技術を活用した成長ものづくり分野

当区域は国内最大の石油製造・卸会社の発祥の地として、石油掘削機械の製作・修理等から派生した精密加工技術を特徴とする機械・金属関連産業が集積し、製造業全体の41.4%（平成26年工業統計調査）を占める。（機械・金属関連産業469事業所（内訳：金属製品製造業185事業所、はん用機械器具製造業36事業所、生産用機械器具製造業96事業所、業務用機械器具製造業15事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業31事業所、電子機械器具製造業40事業所、情報通信機械器具製造業5事業所、輸送用機械器具製造業61事業所）：平成26年工業統計調査）

当区域の金属製品製造業の製造品出荷額等は1,351億円（製造業全体の11%：平成26年工業統計調査）であり、食料品製造業、化学工業、パルプ・紙・紙加工品製造業に次ぎ、関連業種と合わせた機械・金属関連産業の製造品出荷額等は3,581億円（製造業全体の28%：平成26年工業統計調査）となり、食料品製造業を上回る。

当区域内において培われた精密加工、精密測定等の技術を基盤に、高精度・高剛性・高速のマシニングセンタのほか日本初の電動射出成型機を開発した工作機械メーカー、日本初の船用ディーゼルエンジンを開発し、現在は世界最高水準の発電効率を誇るエンジンメーカー、素材となるステンレス板を加工するところから生産する鉄道車輛メーカー、日本初の鋼製油槽を開発し、現在は世界最大級のサルベージタグボートを製造する船舶メーカーなど、機械組立加工技術を活かした機械関連産業が発展している。また、機械関連産業のサプライチェーンとして、切削加工や成型加工など金属加工技術を活かした金属関連中小製造業が特に新潟市東区や北区及び聖籠町を中心に操業するとともに、後背地にあたる燕三条地域に隣接する地域の表面処理加工技術を活かした金属関連中小製造業を含め、当区域は機械・金属関連産業の一大集積地となっている。

こうした日本を代表するメーカーをはじめとする機械組立加工技術を活かした機械関連産業や、切削加工や表面処理など、世界に誇る金属加工技術を有する金属関連産業の技術を活用した成長ものづくり分野の地域経済牽引事業の促進に取り組んでいく。

#### ④ 新潟市・聖籠町の情報通信関連産業の集積を活用した第4次産業革命分野

当区域はソフトウェア産業のほかコンタクトセンターやBPOセンターを含め、情報通信関連産業が集積し（当区域 397 事業所、県内計 760 事業所：平成 24 年経済センサスー活動調査）、付加価値額は 683 億円（平成 24 年経済センサスー活動調査）で、県内情報通信業の付加価値額の 8 割を占め、第 4 次産業革命に代表される I o T、ビッグデータ、A I を活用する産業の素地が整っている。

また、最近では農業分野を中心に、事業者から I o T、ビッグデータ、A I を活用する実証フィールドとしても着目されている。具体的には、水田センサー実証は当区域の実証実験を契機に全国展開するほか、ドローンによる水田・松林の空撮実証、I C T 田植機(可変施田植機)や L P W A を活用したマンホールの防犯・安全対策ソリューションの実証実験などが挙げられる。

一方、第 4 次産業革命の担い手として、当区域には、新潟大学や新潟薬科大学、新潟国際情報大学など 9 大学、4 短大、43 の専修学校が存在し、幅広い分野への人材供給に対応可能であることに加え、直接的な担い手となる情報系学科のある教育機関についても 2 大学、10 専修学校と、第 4 次産業革命の推進を下支えする基盤として期待できる。

なお、当区域に集積する情報通信系の専門学校では、マンガ・アニメ、ゲーム産業への人材育成を行っているものも多く、VR、ARに通じるコンテンツ産業やインターネット広告業についても A I を活用したビッグデータ収集へとつながり、第 4 次産業革命分野に通じる産業として当区域での事業拡大が見込まれる。

こうした新潟市・聖籠町の地域の特性を活用し第 4 次産業革命関連産業の地域経済牽引事業の促進に取り組んでいく。

⑤ 新潟市・聖籠町の拠点性を支える物流関連産業の集積を活用した物流関連分野

当区域は、製造業をはじめとする産業の原料及び製品の流通に寄与する道路貨物運送業や倉庫業、港湾運送業（800事業所、県内運輸業・郵便業の38%：平成24年経済センサスー活動調査）が集積し、運輸業・郵便業の付加価値額は1,054億円（平成24年経済センサスー活動調査）であり、県内運輸業・郵便業の付加価値額（2,092億円：平成24年経済センサスー活動調査）の5割を超える。

これは、当区域に国の国際拠点港湾・日本海側の総合的拠点港である「新潟港（平成28年度コンテナ貨物総取扱個数：外貿155,748TEU、内貿66,825TEU）」や拠点空港である「新潟空港（平成28年度航空貨物輸送実績：国内線236トン、国際線218トン）」があるほか、北陸自動車道・関越自動車道・磐越自動車道・日本海東北自動車道の4つの高速道路が国道116号・7号・8号等で構成される地域高規格道路（新新バイパス）に繋がるなど、陸・海・空を結ぶ交通ネットワークの要衝となっており、利便性が高く、新潟空港・新潟港東港区周辺などを中心に、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、繊維工業といった主に原料輸入や製品輸出を行う港湾空港隣接地ならではの素材関連製造業（86事業所：平成26年工業統計調査）の集積に伴い、輸送を担う物流業が発展したためである。

こうした産業をネットワークで結び、港湾・空港をはじめとする拠点性を支える物流関連分野の施設建設支援や各種インフラ整備を行うことで地域経済牽引事業の促進に取り組んでいく。

⑥ 新潟港・新潟空港等の拠点性の高い交通インフラを活用したエネルギー関連分野

当区域にある国の国際拠点港湾・日本海側の総合的拠点港である「新潟港」や拠点空港である「新潟空港」の利便性の高さから新潟港東港区周辺を中心に、太平洋側へパイプラインで供給している発電燃料のLNGについて、日本海側最大級の受入基地が立地し、主にロシア極東地域からのLNG受入量は日本海側港湾の概ね5割を占めている

（新潟港4,711千MT、日本海側港湾計10,648千MT：財務省貨物統計2014 LNG取扱貨物量（輸入））。また、石油備蓄の国内第1号基地の設置を背景とし、元売各社の設置する油槽所は国家石油備蓄基地の機能を有するほか、次世代燃料DMEの国内初の製造・普及促進プラントが立地するなどエネルギー供給の要衝となっている。

当区域においても他区域と同様、再生可能エネルギーや未利用熱などといったエネルギーの融通・有効利用に係る産業を推進する一方、一次エネルギー国内供給に占める化石エネルギーの依存度は約95%であり、化石エネルギーに頼らざるを得ない状況が続いている中、一次エネルギー供給を100とした最終エネルギー消費は68程度であるため、その差の殆どが発電損失で発電効率の向上が課題となっている。新潟港東港区に立地する火力発電所はLNGを燃料に、ガスと蒸気によるタービン発電を組み合わせた「コンバインドサイクル発電」にて世界最高クラスの熱効率（55%）を実現し、エネルギー高

度利用方法として注目されている。また、天然ガスの液体燃料化技術であるGTLは実証プラントでの研究開発を経て商業規模で利用可能となるほか、機械・金属関連産業で培われた高い技術を活かし、家庭用暖房機器製造企業が、都市ガスによる燃料電池分野に参入するなど、新潟港東港区を中心に電気・ガス・熱供給等の関連企業が複数立地（32事業所：平成24年経済センサスー活動調査）している。

こうした新潟市・聖籠町の地域の特性を活用し、エネルギー関連分野の地域経済牽引事業の促進に取り組んでいく。

⑦ 鳥屋野潟南部地区の大規模スポーツ施設などの広域集客力を生かし、食と花・みなとまち文化などの観光資源と連携した交流拡大まちづくり分野

鳥屋野潟南部地区は、交通の要衝であることや都心に近接する地区特性から県市の様々な計画に位置付けられ、これまでも、県立鳥屋野潟公園、新潟市民病院、新潟市消防局、市立いくとびあ食花などの県市を代表する高次の公共施設整備や民間開発が行われてきており、市内外より年間約300万人（平成30年新潟市調査）が来訪する地区となっている。

鳥屋野潟南部地区の中でも、総合スポーツゾーン内にある県立スポーツ公園には、プロの公式戦やコンサートなどの大規模イベントが開催される新潟スタジアムや野球場があり、年間約60万人（平成30年新潟市調査）が来訪する広域集客力のある施設となっている。当地区においてその特性を生かした更なる交流の拡大やにぎわい創出が期待されていると同時に、来訪者の鳥屋野潟南部地区及び新潟市内での滞在時間の拡大が望まれている。

また、新潟市は、豊富な農産物や食品関連産業の力を生かし、「大規模農業の改革拠点」として国家戦略特区に指定されていると同時に、市内外に誇る農畜水産物を「食と花の銘産品」に指定し、認知度の向上並びに「食と花のいがた」という都市イメージづくりを進めてきている。新潟市の「米」「酒」「食」のイメージは定着してきているが、その他の農畜水産物等とともに有力な観光資源としての更なる効果的な魅力発信が望まれている。

さらに、新潟市の都心は日本一の大河である信濃川が日本海に注ぐ位置にあり、江戸時代には北前船の寄港地として賑わい、安政の修好通商条約では開港5港の一つとなるなど、湊まちとして栄えてきた歴史がある。また、日本有数の芸妓の街として知られる古町の花街や、湊まちを代表する商家であった旧小澤家住宅など、いたるところに湊まちの面影を残すと同時に、万代島地区の朱鷺メッセやピアBandaiなど近代的な港まちの施設が立地しており、新旧の顔をあわせもつ「みなとまち」となっている。これら「みなとまち」としての豊富な観光資源を有しており、その魅力を広域的に発信し効果的なPRを図ることが望まれている。

以上を踏まえ、恵まれた交通インフラ並びに広域集客力のある新潟スタジアム・野球場と隣接し都心に近接する地区の特性を生かし、新潟市における更なる交流や来訪者の滞

在時間の拡大、観光資源の魅力発信を効果的に行うため、滞在型・地元 PR 型観光集客施設等の整備による交流拡大拠点づくりを進めることとする。

このような鳥屋野潟南部地区の大規模スポーツ施設などの広域集客力を生かし、食と花・みなとまち文化などの観光資源と連携した交流拡大まちづくり分野の地域経済牽引事業の促進に取り組んでいく。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載した地域の特性を活かして、各分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズを的確に把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や当区域にしかない強みを創出する。

### (2) 制度の整備に関する事項

#### ①立地企業への優遇制度

新潟市工業振興条例助成金等、企業立地時の初期投資に係る優遇制度について、企業ニーズの変化に対応した見直しを行いながら周知・運用するとともに、立地済み企業が地域の牽引役を果たすよう、設備投資を支援し、地域経済の活性化を図る。

#### ②不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置（新潟県）

活発な設備投資が実施され、かつ、収益増加（付加価値増加）への取組を促すため、一定要件を課した上で、不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置に関する条例を制定する。

#### ③地方創生関係施策（新潟市）

平成 29 年度～令和 2 年度の地方創生推進交付金を活用し、航空機関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野及び情報通信関連産業の集積を活用した第 4 次産業革命分野において、設備投資支援等による事業環境整備や、製品・技術開発、販路開拓、人材育成、専門家派遣、産学官連携、事業環境 PR 等の支援施策を実施した。

### (3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

#### ①自治体保有データのオープンデータ化の推進

新潟市では、行政の透明性・信頼性向上と産業振興を目的に、平成 26 年 12 月よりオープンデータの公開を開始し、現在の公開データ数は 1,000 以上にのぼっている。オープンデータを活用したアプリ開発や大学による研究機関の発足など、利活用に向けた民



間の動きが活性化していることから、今後も地域牽引事業に資するよう聖籠町を含め、より一層の公開内容の充実を図る。

②公設試験研究機関が有する分析・解析結果、技術情報の情報提供

地域企業の技術力向上のために、新潟県工業技術総合研究所等が保有している情報であって資料として開示している情報についてインターネット公開を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者が抱える課題解決、提案については、新潟市経済部、聖籠町東港振興室、新潟県産業労働部が一義的な窓口となり、庁内関係部局と連携・調整のうえ、必要に応じ、三者による担当者連絡会議において対応協議し、情報提供・収集・適地確保・制度整備を行っていく。また、新潟市は新潟市東京事務所に企業誘致担当課長及び専門員を配し、首都圏企業の情報提供・収集を行うと同時に、新潟県東京事務所とも連携し、企業訪問による企業要望を把握し、当区域への立地については両市町の各担当部署がワンストップ窓口となり対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①公益財団法人新潟市産業振興財団と連携した中小企業支援

中小企業の専門化・高度化する経営課題への対応について、新潟市の産業支援機関である新潟市産業振興財団と連携して行う。同財団のビジネス支援センターや地域イノベーション推進センターなどにおいて、専門人材による経営相談やビジネスに関する情報提供・能力向上のためのセミナーを実施するほか、販路拡大や技術開発など中小企業の新たな取組を支援する。

②インフラの整備

新潟港や新潟空港といった国際物流・交通基盤の整備促進のほか、新潟市が整備する新潟中央環状道路が当区域中央の横軸となり、放射状に広がる国道7、8、49、113、116号等と結節することで、区域内交通及び新潟港・新潟空港・高速道ICへの飛躍的なアクセス向上を目指す。また、新潟駅周辺整備事業により、鉄道在来線の高架化や幹線道路を整備し、周辺地域の渋滞解消、鉄道と基幹公共交通軸の結節機能強化、モノとヒトの往来活性化による都市機能の強化・集積を図る。

併せて、広域的地域活性化法に基づく広域的地域活性化基盤整備計画との連携を図り生産・物流機能の強化に資する基盤整備を図る。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30～令和 3 年度	令和 4～5 年度 (最終年度)
<b>【制度の整備】</b>			
①立地企業への優遇制度	運用	運用 必要に応じた	運用 必要に応じた

		改正・制度創設	改正・制度創設
②不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置	条例制定	運用	運用
③地方創生関係施策	運用	運用	運用
<b>【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】</b>			
①自治体保有データのオープンデータ化の推進	運用	運用	運用
②公設試験研究機関が有する分析・解析結果、技術情報の情報提供	運用	運用	運用
<b>【事業者からの事業環境整備の提案への対応】</b>			
①関係機関の対応	運用	運用	運用
<b>【その他】</b>			
①公益財団法人新潟市産業振興財団と連携した中小企業支援	運用 必要に応じた取組強化	運用 必要に応じた取組強化	運用 必要に応じた取組強化
②インフラの整備	整備	整備	・新潟中央環状道路一部概成（国道8号～国道116号） ・新潟駅（高架駅）全面開業

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

<p>(1) 支援の事業の方向性</p> <p>地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、新潟県が設置する公設試験研究機関や産業支援機関、新潟市が設立した公益財団法人新潟市産業振興財団、地域の大学としての新潟大学等、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、新潟市・聖籠町及び新潟県では、これらの支援機関の大多数を含んだ連携支援計画の作成が行われることを目標として、関係支援機関の理解醸成に努める。</p> <p>(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法</p>
---

①大学連携新潟協議会（国立大学法人新潟大学ほか12機関）

地域社会の発展と人材の育成に寄与するとともに、地域の産業構造が一層高度化を指向していく中で、地元企業や公設試験研究機関などと相互に協力して共同研究開発を行う。

②新潟県工業技術総合研究所

○技術支援（技術相談、依頼試験、機器貸付、セミナー等情報提供など）

企業の技術的な課題に対する相談や情報提供、製品開発等で必要な試験・検査・分析、試験研究機器の貸付等

○研究開発（共同研究、受託研究、調査研究など）

企業との共同研究や受託研究、成長分野への参入促進に向けた調査研究等

○起業家支援

インキュベーション施設の設置、技術・経営支援等

③公益財団法人新潟市産業振興財団

中小企業の専門化・高度化する経営課題への対応について、新潟市の産業支援機関である新潟市産業振興財団と連携して行う。同財団のビジネス支援センターや地域イノベーション推進センターなどにおいて、専門人材による経営相談やビジネスに関する情報提供・能力向上のためのセミナーを実施するほか、販路拡大や技術開発など中小企業の新たな取組を支援する。

④公益財団法人にいがた産業創造機構

本県産業の活性化及び中小企業の発展を目的に、新規創業や新分野進出等の経営革新、製品開発・技術開発、付加価値向上、販路開拓、経営基盤強化、人材育成、産学連携、情報提供等の幅広い支援の事業を行っている。

⑤新潟県立テクノスクール

県内4校（新潟市、上越市、三条市、魚沼市）において、学卒者等を対象に地域産業を支えるものづくり分野のほか、求職者を対象に多様な職業訓練を実施

企業立地等に合わせた訓練の実施により人材の育成・確保を支援

在職者を対象として、生産技術の高度化や新分野への進出、技能検定や各種国家検定試験対策などの職業訓練によりスキルアップを支援

⑥新潟市バイオリサーチセンター

新潟バイオリサーチパーク構想の中心施設として新潟薬科大学の隣接地に位置し、民間企業等によるバイオテクノロジー関連の研究開発などのために研究室の貸し出しを行

っている。バイオテクノロジーに精通した研究者をセンター長として配置し、産学連携コーディネイト業務や施設利用者への技術指導を行うなど、研究開発の支援を行う。

#### ⑦新潟市農業活性化研究センター

新潟市の更なる農業振興を図り、農業者が抱えている技術的な課題の解決や農村の活性化を支援するとともに、6次産業化や農商工連携を支援する。

#### ⑧新潟県醸造試験場

新潟地域は、「淡麗辛口」の清酒の生産地として著名であり、特許庁の地域団体商標制度(地域ブランド)においても「新潟清酒」が商標登録されている。新潟市には地域の清酒醸造技術を支えてきた新潟県醸造試験場が立地しており、本県の気候・風土・水質等に適切な醸造法の研究、酒造用に最適な県産酒米の育成、優秀な酒造従業員の育成を行う。

#### ⑨新潟県水産海洋研究所及び新潟県農業総合研究所食品研究センター

新潟県の水産資源の利活用を図るため、魚海況情報の提供、資源管理手法や水産加工技術の開発などを行っている。当区域においては蒲鉾製造を主体とする水産加工業が発達しているが、「新潟県蒲鉾組合」との共同研究により、嚙下障害等を持つ高齢者向け食品を開発するなど、様々な連携実績を有している。

#### ⑩株式会社新潟TLO

新潟県内の大学、短大、工業高等専門学校等の研究から生まれる豊富な知的財産を、社会のニーズに沿って、より効果的に活用するために民間企業等へ技術移転をすることを主な業務とし、他にも産業界と大学等の共同研究・委託研究の橋渡しをすることにより、産学連携の取組を支援する。

#### ⑪新潟市ソフトウェア産業協議会

新潟市内のIT事業所で組織され、各種ソフトウェア産業や情報処理産業の健全な発展を目的に、産学官連携で人材の確保や育成に関する事業を実施するなど、会員の技術高度化のみならず市内事業所のレベルアップを図っている。

#### ⑫新潟大学等

新潟大学キャリアセンターでは、全ての学部・学年でも利用でき、学生一人ひとりに合ったきめ細かいキャリア形成支援を行っている。それにより学生個々がキャリア意識を形成し、主体的に充実した学生生活を送り、納得した進路決定を行うことで、「豊かな教養と高い専門知識を習得し、自らの力で時代の課題を解決し、21世紀をたくましく生き

抜く人材」の輩出に務めている。

⑬新潟商工会議所

地域企業と連携し、各企業等に経営支援、販路拡大、融資制度紹介等の支援を行う。

⑭新潟市南商工振興会

地域企業と連携し、新潟駅南エリア、鳥屋野潟周辺を中心に、イベント開催支援、環境改善活動などの地域活動を行う。

⑮公益財団法人新潟観光コンベンション協会

地域企業などと連携し、新潟市のみなとまち文化や食と花などの観光資源の PR を行う。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、生活環境及び自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては生活環境の保全等に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

更に、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、県自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

また、新潟市では、平成 29 年に産業活力拠点形成に向けた企業立地プランを策定し、その具体的な取組として既存工業用地の利活用促進に向け、工場立地法に基づく緑地率を緩和する条例を制定する予定であり、規制緩和による開発の際には、周辺地域の生活環境への十分な配慮を求めていく。

加えて、積極的な廃棄物の減量・リサイクルの推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、本計画は公園計画との整合を図り、県自然環境部局との調整を行ったうえで策定したものである。

## (2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穩の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

特に、住民の防災意識の啓発など災害に強い地域づくりを推進するとともに、犯罪及び事故防止のため、住民の理解を得ながら以下のような取組についても推進する。

### ・地域の特性に応じた対策（事業所集中地域等における対策）

工業団地、流通団地その他事業所集中地、港湾周辺地域等における防犯対策と環境健全化のため、地域住民、警察等の関係機関と連携した防犯パトロール等を行う。

### ・防犯設備の整備

犯罪被害防止のための防犯カメラ、照明の設置等。

### ・防犯に配慮した施設の整備・管理

植栽の適切な配置及び剪定による見通しの確保や、施設管理の徹底等。

### ・従業員に対する防犯指導

法令遵守や犯罪被害の防止に関する指導等。

### ・交通安全施設の整備

交通事故防止のための道路照明、カーブミラー、視線誘導標の設置等。

混雑緩和のための導流帯、右折レーンの設置等。

### ・不法就労の防止

外国人を雇用しようとする際における、旅券等による就労資格の確認等。

### ・地域住民との協議

企業立地や事業高度化の際における地域住民・自治会等への事前説明や意見聴取等。

### ・警察への連絡体制の整備

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制の整備等。

### ・警察署との連携

当区域内の道路計画、及び一般道路へのアクセス道路取付け等の整備が行われる際には、警察署との事前協議を行いながら進める。

## (3) その他

### ① 諸計画との調整方針等

本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、本計画は当該港湾計画と調和を図るものである。

### ② P D C A体制の整備等

新潟県、新潟市及び聖籠町による担当者間連絡会議を開催し、情報の共有を図りなが

ら、本計画を推進していくとともに、K P I など実績について新潟市議会や聖籠町議会、新潟市まち・ひと・しごと創生アドバイザー会議等の機会を捉えて毎年報告することで、効果検証を実施し、計画の実効性を高めていく。

## 9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

### (1) 総論

#### (農地及び市街化調整区域の範囲)

本重点促進区域においては、農地及び市街化調整区域が存在するため、この区域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整が必要な場合がある。土地利用調整が必要となることが想定される区域を次のとおり定める。

#### 【農地及び市街化調整区域】

##### 新潟市中央区姥ヶ山字大日南田

1 番 1 ～ 3、2 番 ～ 8 番、9 番 1 ～ 2、10 番 1、11 番 1、14 番 1 ～ 7、19 番 1、20 番 1、21 番 ～ 28 番、29 番 1 ～ 3、30 番 1、30 番 3、31 番 1、32 番 1、33 番 1、34 番 1、35 番 1、(36 番 1)\*、37 番 1、38 番 1、39 番 1、44 番 1 ～ 2、44 番 4 ～ 6

##### 新潟市中央区長潟字本村前

80 番 1 ～ 3、81 番 1 ～ 4、94 番 1、94 番 4 ～ 5、94 番 7、94 番 10、94 番 12、(138 番)\*、139 番 2 ～ 5、142 番 1 ～ 2、143 番 1 ～ 2、144 番 ～ 148 番、149 番 1 ～ 2、150 番 1 ～ 2、151 番、152 番 1 ～ 3、153 番 1 ～ 9、(154 番 1)\*、154 番 2 ～ 3、166 番 1、166 番 3 ～ 8、166 番 15 ～ 18、(166 番 19)\*、208 番 1 ～ 3、209 番 1 ～ 8、210 番 1 ～ 5、211 番 1 ～ 3、212 番 1 ～ 2、213 番、214 番 1 ～ 2、215 番 1 ～ 4、216 番 1 ～ 2、217 番 1 ～ 2、218 番 1 ～ 2、219 番 1、222 番 1 ～ 3

##### 新潟市中央区長潟字新田前

269 番 1 ～ 2、270 番、271 番 1 ～ 2、272 番 ～ 273 番、274 番 1 ～ 2、275 番 ～ 277 番、278 番 1 ～ 4、279 番 1 ～ 6、280 番 1 ～ 3、293 番 1、293 番 3 ～ 9、338 番 1 ～ 3、339 番 1 ～ 3、340 番 1 ～ 2、341 番 1 ～ 2、342 番 1 ～ 2、343 番 1 ～ 2、344 番 ～ 345 番、346 番 1、347 番 1 ～ 2、357 番 1 ～ 2、358 番 ～ 363 番、364 番 1 ～ 4、365 番 1 ～ 3、365 番 5 ～ 10、366 番 1 ～ 4、367 番 1 ～ 2、368 番、369 番 1 ～ 2、370 番 1 ～ 2、371 番 1 ～ 2、372 番 1 ～ 2、373 番、374 番 1 ～ 2、375 番 1 ～ 2、376 番 ～ 378 番、379 番 1 ～ 3、380 番 1 ～ 7、381 番 1 ～ 2、382 番、383 番 1 ～ 2、384 番 1 ～ 2、394 番 13、394 番 15、406 番 1、407 番 ～ 408 番、409 番 1 ～ 3、410 番 1 ～ 3、411 番、412 番 1 ～ 2、413 番 1 ～ 2、414 番 ～ 417 番、418 番 1 ～ 9、419 番 ～ 422 番、423 番 1 ～ 2、424 番 1 ～ 4、425 番 1 ～

3、426番1～2、427番1～3、428番1～3、429番1～2、430番1～2、431番～432番、433番1～2、439番1、440番1～2、440番4、441番1～3、442番1～5、443番1～2、444番1～2、445番1～5、446番1～4、446番7～9、446番12～14、447番1～3、448番1、449番1～2、450番1、451番1、452番1、453番1、454番1、455番1～2、456番1、457番1、458番1～2、459番1～4、460番1～2、460番5、461番1～3、462番1、463番1、464番1、478番2、478番16

※（ ）内の土地は、市街化調整区域であるが農地からは除外されている。

#### （区域内における公共施設整備の状況）

本重点促進区域は、開発済みの市街化区域、高速道路やその他の幹線道路、野球場で囲まれており、周辺の公共施設が整備されている。

本重点促進区域においては、最低限必要となる道路や上下水道等のインフラを事業者が整備するが、その他の大規模な公共施設整備の必要はない。

なお、本重点促進区域内で予定されている都市計画道路の整備については新潟市の施策として進めていく。

#### （区域内の遊休地等の状況等）

本重点促進区域においては、遊休地等は存在しない。

なお、計画区域内（新潟市域内）において、本重点促進区域で予定している、交流拡大まちづくり分野や物流関連分野の施設が立地できる規模の遊休地等が存在しないことを確認している。

#### （他計画との調和等）

農地及び市街化調整区域として重点促進区域に設定された土地については、「4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあつては、その区域」に記載のとおり他計画に方針が示されている。

本計画において、当該区域では「鳥屋野潟南部地区の大規模スポーツ施設などの広域集客力を生かし、食と花・みなとまち文化などの観光資源と連携した交流拡大まちづくり分野」並びに「新潟市・聖籠町の拠点性を支える物流関連産業の集積を活用した物流関連分野」を推進する。

具体的な事業としては、恵まれた交通インフラや広域集客力のある新潟スタジアム・野球場と隣接し都心に近接する地域の特性を生かした滞在型・地元PR型観光集客施設等による交流拡大拠点づくり、人口集積地である都心の需要に応じた多様な活用が図られる物流関連の事業を予定している。

新潟農業振興地域整備計画における農用地利用計画の土地利用の構想では、「市街地の形成は、長期的な展望のもとに、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地など地区特性に



適合した機能整備を都市基盤の整備と一体となった機能的で秩序あるものとする。」とし、更には「市街地の伸展方向にある地域については、農家の営農意向に配慮し、必要に応じて計画的な調整を行い、一定のまとまった農地を保全するとともに、市街地と都市型農業の融合調和を図る。」としており、このことは、本重点促進区域の開発により、周辺の広域集客施設と連携した交流拡大まちづくり分野の効果的な推進や新潟市の都心の様々な物流需要への対応を進めることを妨げるものとはなっていないことを確認している。

なお、中部地区における優良農地の確保や農地の高度利用は、残りの約2,300haの農地で図っていくこととなる。

今後、新潟農業振興地域整備計画については、令和4～5年度にかけて改定作業を予定しており、本重点促進区域の計画内容を踏まえ対応を図っていくこととしている。

また、本重点促進区域を含む鳥屋野潟南部地区は、新潟都市計画区域マスタープランにおいては、「土地利用の高度化を図る方針」が示され、新潟市都市計画基本方針においては、「都心の機能を補完し、都心の魅力を高めながら、都心と近接する自然環境を活かした文化・交流・憩いなどの複合拠点」として位置づけられており、また、新潟市立地適正化計画においては、都心の重点エリアに次ぐ、機能集積エリアとして、広域的な集客力をもつ店舗面積3,000㎡以上の商業店舗の立地継続や機能更新、新規立地などの誘導を図り、広域圏を対象とした質の高いサービスを図ることとしている。

そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業の実施においては、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、新潟農業振興地域整備計画及び新潟市都市計画基本方針などとの調和を図っていく。

## (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

### ① 農用地区域外での開発を優先すること

重点促進区域内の市街化区域内の遊休地、農振白地区域での遊休地など農用地区域以外の地域を優先して設定することとするが、重点促進区域は大部分が農用地区域となっているため、やむを得ず農用地区域において開発を行う場合は、農業振興地域の整備に関する法律などの除外要件に合致するものであることとする。

### ② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

土地利用調整区域の設定に当たり、新潟農業振興地域整備計画の農用地区域の設定状況を踏まえて、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障

をきたすといった事態や、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業並びに農地中間管理事業などの農地流動化に支障をきたすといった事態を避け、農地の効率的な利用に支障が生じないようにするとともに、農業用排水施設等の土地改良施設の有する機能へ支障が生じないようにすることとする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において開発を行う場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとし、将来的な開発を見越して必要以上の面積規模を確保することは避けることとする。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

土地利用調整区域の設定に当たり、面的整備事業を実施した地域及び予定されている農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、設定しないこととする。

なお、本重点促進区域における面的整備事業については、これまでに国営かんがい排水事業などが実施されているが、全て工事完了後8年以上が経過している。

⑤ 次の事項により、農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

- ・農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めない。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めない。
- ・農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めない。
- ・農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先する。なお、重点促進区域内に重点実施区域は存在しない。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

本制度を活用した市街化調整区域における都市計画法に係る土地利用調整は行わない。

## 10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について

て検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。